

# 労務 ROAD

## ■退職者の手続き、忘れていませんか？

従業員の退職時には、社会保険・雇用保険の喪失手続きに加え、給与からの社会保険料・住民税の徴収など、様々な事務作業が必要です。  
以下に退職時に必要な事務をまとめていますので、この機会にご確認ください。

退職まで	保険関係	退職月分の社会保険料の徴収	社会保険料は、資格喪失日（退職日の翌日）の属する月の前月分まで徴収します。（翌月控除）  退職日が月末の場合は要注意です！ ○1/15 退職の場合（月半ばでの退職） 1/16 資格喪失 ⇒ 保険料は 12 月分まで ○1/31 退職の場合（月末退職） 2/1 資格喪失 ⇒ 保険料は 1 月分まで
		健康保険証の回収	被扶養者の被保険者証も忘れずに！
	税務関係	住民税の徴収	○1月～4月退職の場合 毎月納付分に加えて5月までの残りの未徴収税額を一括徴収します。 ○5月～12月退職の場合 毎月納付分のみ徴収し、以後は原則として普通徴収に切り替わります。
		退職金関係	退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、会社で保管します。
	その他	・通勤定期代の清算 ・給与天引きの保険や財形貯蓄の手続き 等	
退職後	保険関係	社会保険資格喪失	年金事務所に「資格喪失届」を提出します。
		雇用保険資格喪失・離職証明書の提出	ハローワークに「資格喪失届」と「離職証明書」を提出します。 ⇒退職者用に交付される「離職票 1」「離職票 2」は速やかに本人に渡してください。退職者が失業給付を受給する時に必要な書類です。
	税務関係	源泉徴収票の交付	給与所得、退職所得の「源泉徴収票」を作成し、退職者に交付します。
		住民税の異動	「給与所得者異動届出書」を作成し、特別徴収している市区町村に提出します。

最後の給与計算期間が短い場合、最終給与では全てを控除しきれないこともあるため、退職までの社会保険料・住民税等の徴収額がいくらになるか計算しておきましょう！  
【厚生労働省・国税庁 より】

## ■ハローワーク「雇用保険適用窓口」受付が16時まで

令和2年1月より、ハローワークの雇用保険適用窓口の受付時間が16時まで短縮されました。

（雇用保険適用窓口：事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続が対象）  
弊所では、窓口に行かなくても手続き可能な電子申請を利用しております。  
自社でお手続きをされている事業主様は、電子申請の活用もご一考ください。

【厚生労働省・労働局・ハローワーク より】

VOL.679  
(2001-3)



社会保険労務士法人アイデア

(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：矢尾・君野・川端

【令和2年度 社労士法人アイデア主催  
セミナーのご案内】

令和元年度現代の名工  
樋口誠氏による  
ワインと料理の  
マリアージュセミナー  
開催日：令和2年3月13日（金）  
18時30分～  
別添ご案内をご確認のうえ、  
お気軽にご参加ください。

少し前の話にはなりますが、今年のお正月は主人と蟹を食べに城崎温泉へ行ってきました！  
ゆっくり温泉につかり、蟹三昧をしてきました。今までどうしても蟹みそが食べられなかったのですが、しゃぶしゃぶをした蟹に蟹みそをつけると絶品でした！新年早々苦手を少し克服出来て今年が良い年になりそうです。  
また皆さんのお正月話も聞かせてください♪（君野）

## 1月 労務スケジュール

- ・年末調整
- ・給与支払報告書の提出
- ・賞与支払届の届出  
(1月支給の場合)
- ・労働者死傷病報告書の提出 (10～12月分)